

## 5 事業期間

本事業における事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和 25 年（2043 年）3 月末日までとする。

### (1) 設計・建設期間

令和 6 年（2024 年）10 月から令和 9 年（2027 年）12 月末日

### (2) 開校準備期間

令和 10 年（2028 年）1 月 1 日から供用開始日前日

### (3) 供用開始日

令和 10 年（2028 年）4 月 1 日

### (4) 維持管理期間

供用開始日から令和 25 年（2043 年）3 月末日

## 6 事業予定地

### (1) 所在地

- ・滋賀県野洲市市三宅

### (2) 敷地面積

- ・県有地等：約 49,30049,259 m<sup>2</sup>のうち、約 36,60036,570 m<sup>2</sup>を本事業の事業用地とする。

※県有地等：県有地の他、本事業の実施に当たり、野洲市から借り受ける市有地を含む。（以下同じ。）

※今後、国有地側の境界の確定に伴い、事業者の提案に影響のない範囲で、面積が変動することがあります。

※事業用地の詳細な面積については、12 月上旬に公表予定の「付属資料 6 造成工事設計図」（確定版）を参照すること。

- ・なお、西側に隣接する国有地に野洲市がグラウンド整備を行う予定である。
- ・詳細は「付属資料 1 敷地位置図」、「付属資料 2 事業用地図」を参照すること。

### (3) 前面道路

- ・東側：市道 市三宅竹生線
- ・北側：市道 市三宅竹生外周線

### (4) 土地所有者

- ・滋賀県
- ※開校までに県が法人に所有権を移転することで、法人所有地となる予定である。

### (5) 地域地区

- ・市街化調整区域（指定建ぺい率 70%/容積率 200%）（都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)）

## (6) その他

- ・本事業の事業用地は、野洲市景観計画において「一般地区」に指定されている。当該計画に規定されている景観形成規準を遵守した計画とすること。
- ・当該県有地は、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条の規定により、滋賀県知事が策定した湖南地域森林計画の対象民有林となっているため、該当する規定(「林地開発許可申請の手引」(令和 5 年(2023 年)4 月 滋賀県琵琶湖環境部森林保全課)など)に基づき必要な手続き等を行うこと。

## 7 全体ゾーニング

### (1) 全体ゾーニング

- ・県有地等は、プライベートエリア、セミパブリックエリア、環境保全・共生エリアの 3 つのエリアで構成される。県有地等のエリアゾーニングのイメージは、「付属資料 3 エリアゾーニングのイメージ」を参照すること。

敷地	面積	エリア	主な施設
県有地等	<del>約 36,600 m<sup>2</sup></del> ※	プライベートエリア	校舎棟、実習工場、実験室棟、体育館
	36,570 m <sup>2</sup>	セミパブリックエリア	図書・交流拠点施設、食堂・売店、学生寮
	<del>11,667</del> 11,642 m <sup>2</sup>	環境保全・共生エリア	どんぐり広場、南側雑木林
	<del>1,044</del> 1,047 m <sup>2</sup>	—	国有地へのアクセス通路

※今後、国有地側の境界の確定に伴い、事業者の提案に影響のない範囲で、面積が変動することがあります。

—※詳細な面積については、12 月上旬に公表予定の「付属資料 6 造成工事設計図」(確定版)を参照すること。

- ・本事業で整備する範囲は、プライベートエリア、セミパブリックエリアで構成される事業用地部分である。環境保全・共生エリアは、既存緑地を現状のまま保存するため、本事業の対象とはしない。
- ・プライベートエリアについては、原則として、学生や教職員などの本施設関係者のみが立ち入り、地域住民等の立入りは制限する。
- ・セミパブリックエリアについては、技術者育成・交流のハブ機能の中心となることから、本施設関係者以外の出入りを可能とする予定である。
- ・既存緑地である「どんぐり広場」および「南側雑木林」(以下「どんぐり広場等」という。)は、現状のまま保存し、地域の憩いの場とするとともに、環境教育の実践の場として活用する。なお、どんぐり広場等の保存範囲は、「付属資料 2 事業用地図」を参照すること。
- ・国有地においては、野洲市が河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 2 項に定める河川管理施設である河川防災ステーションの一部としてグラウンド整備を行うこととしていることから、当該グラウンドを学校活動にも利用する予定である。グラウンドの整備位置については、「付属資料 3 エリアゾーニングのイメージ」を参照すること。
- ・県有地等の各ゾーンの配置イメージは、「付属資料 3 エリアゾーニングイメージ」を参照すること。ただし、国有地に整備する施設およびその配置については、最終的には国との協議により野洲市が決定するものである。

- ・学生寮は、男女の入寮希望者数の差に対応した男女別利用ができるよう、できる限り少人数単位で男女別居室を変更できるなど一定の柔軟性を持たせること。

#### (ウ) 保守の作業性

- ・清掃および点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配管スペース等の確保に配慮した計画とすること。
- ・内外装や設備機器については、清掃、点検・保守および交換等が容易で効率的に行えるように配慮した計画とすること。
- ・事業期間中のみならず、事業期間終了後の大規模改修等の作業性にも考慮した計画とすること。
- ・設備機器等は、各機器の寿命バランス・互換性の整合が図られ、更新作業の効率性に留意したものとすること。

### キ 多様性に関する基本的要件

#### (ア) ダイバーシティ・ユニバーサルデザイン

- ・年齢、性別、ジェンダー、人種、宗教、国籍などダイバーシティに配慮し、誰もが特段の不自由なく安心して利用できるユニバーサルデザインに基づく計画とすること。
- ・「高齢者、障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計基準」(平成27年7月国土交通省)に基づき、アプローチが容易な動線計画等の配慮に努めること。
- ・見やすくわかりやすい案内サイン、視覚障害者用の誘導表示や点字・音声案内、非常用警報装置などを適切に計画すること。
- ・「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」(滋賀県：平成17年3月)について留意すること。

## (2) 事業予定地の概要

### ア 事業用地の概況

本施設の事業予定地は、野洲市旧野洲川(所在地：野洲市市三宅)に位置する県有地等約~~36,600~~36,570 m<sup>2</sup>を予定している。現在は雑木林となっているが、施設整備工事の開始までに、県が造成関連の設計および工事を行う予定である。造成工事の詳細は、「付属資料6 造成工事設計図」を参照すること。また建設に伴い必要となる維持管理区域の境界処理(境界工作物等)に要する費用は、事業者の負担とすること。

なお、造成に関しては、事業者提案の内容を踏まえ、必要に応じて調整を行うこととする。

### イ インフラの状況

各種インフラの整備については、事業者は提案する施設内容に合わせて各インフラ業者と協議を行い、事業者の負担で接続等工事を行うこと。ガス、上水道、下水道については「付属資料7 インフラ整備状況」を併せて参照すること。

#### (ア) 周辺道路状況

- ・事業用地の接続道路の状況は、「付属資料2 事業用地図」のとおりである。